二　法人税法第百三十五条第二項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

三　地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

四　地方法人税法第二十九条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同条第一項に規定する所得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

第二十七条の六第一項中「とする」を「当該法人が通算親法人である場合には、第三号に掲げる法人を除く。）とする」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十二項第一号イ」を「第二十七条の四第十七項第一号イ」に改め、同項に次の一号を加える。

三　他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人

イ　資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち前二号に掲げる法人以外の法人

ロ　資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

第二十七条の六第八項を削る。

第二十七条の九第十一項を削る。

第二十七条の十一の三中「二千万円（法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）にあつては、千万円）」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　次号に掲げる法人以外の法人　二千万円

二　法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者（以下この号において「適用除外事業者」という。）に該当するもの（通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人である法人を含む。）を除く。）　千万円

第二十七条の十一の三に次の一項を加える。

2　法第第四十二条の十一の三第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする通算法人のその適用を受けようとする事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用年度」という。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度のいずれかが通算加入適用除外事業年度（通算加入適用除外事業者（第二十七条の四第三項に規定する通算加入適用除外事業者をいう。以下この項において同じ。）の第二十七条の四第三項に規定する通算加入事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合には、当該通算法人の当該適用年度における前項の規定の適用については、その通算加入適用除外事業年度に係る通算加入適用除外事業者は、同項第二号に規定する他の通算法人に該当しないものとする。

第二十七条の十二第一項中「同条第五項第一号」を「同条第六項第一号」に改め、「（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）」を削り、「おいて当該」を「おいて同項の法人の当該」に、「第四十二条の十二第五項第二号」を「第四十二条の十二第六項第二号」に、「同条第五項第五号」を「同項の法人の同条第六項第五号」に、「第十六項」を「第十九項」に改め、同条第三項中「は、」の下に「同号イの法人が受けた計画の認定に係る」を加え、「同条第五項第七号」を「同条第六項第七号」に改め、同条第四項中「同条第五項第三号」を「同条第六項第三号」に改め、同条第五項中「は、」の下に「同号ロの法人が受けた計画の認定に係る」を加え、同条第六項中「第四十二条の十二第五項第三号」を「第四十二条の十二第六項第三号」に改め、同条第七項中「第四十二条の十二第五項第六号」を「第四十二条の十二第六項第六号」に改め、同条第八項中「第四十二条の十二第五項第八号」を「第四十二条の十二第六項第八号」に改め、同条第九項中「第四十二条の十二第五項第九号」を「第四十二条の十二第六項第九号」に改め、同条第十項中「第四十二条の十二第五項第十号」を「第四十二条の十二第六項第十号」に改め、同条第十一項中「第四十二条の十二第七項に規定する」を「第四十二条の十二第八項に規定する法人に離職者がいないことにつき」に改め、同条第十六項中「各事業年度が」の下に「当該法人の」を加え、「（同日以後に終了する連結事業年度にあつては、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合における基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度）」を削り、「書類」の下に「（通算法人の同項の規定の適用を受ける事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）にあつては、当該書類及びその適用を受ける事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度が当該他の通算法人の基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度に該当しないことが確認できる財務省令で定める書類）」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第七項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項第一号中「（同日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」、「（当該最も古い事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）」及び「（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同項第二号中「（当該合併等の日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」、「（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」及び「（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　前項の規定は、法第四十二条の十二第一項及び第二項に規定する法人が通算法人である場合における当該法人のこれらの規定の適用を受けようとする事業年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が当該他の通算法人の同日に終了する事業年度（以下この項において「他の事業年度」という。）開始の日の一年前の日から当該他の通算法人の当該他の事業年度終了の日までの間に行われた合併、分割、現物出資又は現物分配（現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、当該他の事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該他の事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合における同条第八項に規定する離職者がいないかどうかの判定について準用する。この場合において、前項中「当該法人の当該」とあるのは「当該他の通算法人の他の事業年度（次項に規定する他の事業年度をいう。第一号において同じ。）」と、同項第一号中「適用を受けようとする事業年度開始の日前」とあるのは「他の事業年度開始の日前」と、「適用を受けようとする事業年度開始の日後」とあるのは「他の事業年度開始の日後」と読み替えるものとする。

第二十七条の十二第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「同条第五項第一号」を「同条第六項第一号」に改め、同項第一号中「同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度。」を削り、「認定事業年度等」を「認定事業年度」に、「」の開始」を「」開始」に、「、当該法人の当該適用年度の法第四十二条の十二第三項」を「、当該法人の当該適用年度の同条第三項」に、「認定事業年度等の」を「認定事業年度」に改め、同項第二号中「認定事業年度等の」を「認定事業年度」に、「同条第五項第十号」を「同条第六項第十号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「この項及び第十五項」を「この条」に、「第四十二条の十二第五項第三号又は第六十八条の十五の二第五項第四号」を「法第四十二条の十二第五項第四号又は第六十八条の十五の二第五項第四号」を「同項第四号」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　前項の規定は、法第四十二条の十二第五項の通算法人の適用年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（同日に終了する事業年度において同条第一項又は第二項の規定